令和５年第１回　飯塚市議会会議録第１号

　令和５年２月８日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１日　　２月８日（水曜日）

第１　開　会

第２　会期の決定

第３　新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置

第４　議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

１　議案第１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１０号））

（　総務委員会　）

第５　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１０号））

第６　報告事項の説明、質疑

１　報告第１号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事
件））

２　報告第２号　専決処分の報告（市道上の人身事故に係る損害賠償の額を定めること及び
これに伴う和解）

第７　署名議員の指名

第８　閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより令和５年第１回飯塚市議会臨時会を開会いたします。

　「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置」を議題といたします。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」、調査事項は新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関すること、調査権限として、地方自治法第１００条第１項及び第１０項並びに第９８条第１項の権限をこの特別委員会に委任する、委員定数は１１名、調査期限は調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる、調査経費は２００万円以内とする特別委員会の設置について、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、特別委員会の名称は「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」、調査事項は新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関すること、調査権限として、地方自治法第１００条第１項及び第１０項並びに第９８条第１項の権限をこの特別委員会に委任する、委員定数は１１名、調査期限は調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる、調査経費は２００万円以内とする特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、３番　光根正宣議員、６番　兼本芳雄議員、７番　土居幸則議員、８番　川上直喜議員、１０番　深町善文議員、１２番　江口　徹議員、１３番　小幡俊之議員、１４番　上野伸五議員、１６番　吉松信之議員、１９番　田中博文議員、２２番　松延隆俊議員、以上１１名を指名いたしたいと思います。これに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、ただいま指名いたしました１１名の方々を新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前１０時０３分　休憩

午前１０時１１分　再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長、２２番　松延隆俊議員、副委員長、１２番　江口　徹議員であります。

「議案第１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１０号））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

　ただいま上程されました議案の提案理由の説明をいたします。「議案第１号　専決処分の承認」につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「令和５年１月４日専決」と記載しております一般会計補正予算書の３ページをお願いいたします。「専決第１号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１０号）」は、ふるさと応援寄附事業及び出産・子育て応援事業に要する経費を補正するもので、第１条で、歳入歳出予算の総額に２５億１７４３万７千円を追加して、９２７億３８２万５千円とするものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

　ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますのであらかじめご了解願います。

質疑を許します。質疑はありませんか。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　６ページの歳入、１９款、寄附金の補正額、１５億円に対してですが、ふるさと応援寄附金をいただくことは結構なことだというふうに思っておるんですけれど、ここでちょっとお尋ねしたいことがあります。それは、本来、飯塚市に入るべき税が反対に市外へいくらほど寄附金として流出しておるのか。お分かりになるならば、この場で答えていただきたいし、もし、それが答えられないとするならば、総務委員会のほうに付託されますので、どういうふうになっていっているのか、結果を出して教えていただきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（今林直久）

　今、ご質問がありました飯塚市民が寄附をされて市外に出た数字につきまして、ちょっと今、手元に資料を持ち合わせておりません。後ほど総務委員会のときに準備いたして、回答させていただければと思います。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今の件は審査要望といたします。

それとともに、額が分かりませんので何とも言えませんが、流出している額を止めるための方策については、どういう考えがあるのか、それについても総務委員会で質疑していただきますよう、審査要望いたしておきます。よろしくお願いします。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。提出議案のうち、「令和４年度 飯塚市一般会計補正予算書　令和４年９月３０日専決」が本日の臨時議会に提出される理由をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時１６分　休憩

午前１０時１６分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（今林直久）

　今回専決予算のほうにご提出させていただきました分につきましては、１２月補正で、一旦ふるさと応援寄附金の受入額を８５億円ということで、議会の承認をいただいて、事務を進めておりましたところ、１２月末時点をもって、１２月補正予算で承認いただいておりました８５億円に到達してしまうことから、以降の３月までの分の経費を必要とすることから、専決予算としてご提出させていただいた次第でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

９月３０日専決となっているんですよね。（発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時１８分　休憩

午前１０時１８分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　確認しました。ちょっと見損なっていました。

それで、次に「議案第８８号」なんですけれども―――。（発言する者あり）そうかそうか、全然違うのに。議長、質問を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は、議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

暫時休憩いたしますので、その間において、総務委員会の開催をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前１０時１９分　休憩

午前１１時２８分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。総務委員会に付託していました「議案第１号」を議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　総務委員会に付託を受けました議案１件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１０号））」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、企画費、ふるさと応援寄附事業費において、飯塚市民が他自治体に寄附を行った金額はいくらかということについては、令和３年度は３億６４７２万８１００円となっているという答弁であります。

次に、飯塚市民の他自治体への寄附による流出を防ぐ手だてはあるのかということについては、制度にのっとって運用しているため手だてはないという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、健康づくり推進費、出産・子育て応援事業費については、出産応援金及び子育て応援金は現金での給付なのかということについては、いずれも現金で給付を行うという答弁であります。

次に、支給する時期はいつになるのかということについては、出産応援金は、妊娠届出を行ったときとなり、子育て応援金は、出産届出を行った後となるという答弁であります。

次に、周知方法はどのように考えているのかということについては、２月３日付で１２月３１日までに出産した方については６４２通を発送しており、まだ出産していない方については３６３通を発送した。いずれもアンケート用紙を添え、郵送している。１月以降に出産した方については、赤ちゃんすくすく訪問事業での面談の際に周知をすることとしているという答弁であります。

次に、支給時期はいつになるのかということについては、既に３割程度、アンケートの回答があっており、早ければ２月末に、遅くとも３月初旬に支給できると考えているという答弁であります。

次に、不幸にも死産など出産に至らなかった場合は支給されるのかということについては、出産応援金は支給されるが、子育て応援金は支給されないという答弁であります。

次に、企画費、ふるさと応援寄附事業費については、ふるさと応援寄附金の実際に運用できる金額を市民に対して明確に示すべきではないかということについては、令和５年度においては市報で周知したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　他市への寄附について、止める方策はないという答弁であったということでありますけれど、それについての危機感を持っているとか、そういうような答弁はあったのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　そのような答弁はあっておりません。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　実態を市民に説明して、できるだけその流出を止めるような、啓蒙するような考えを持っているという答弁はありましたか。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　そのような答弁はあっていません。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１０号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、承認されました。

　「報告第１号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」の報告を求めます。学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　「報告第１号」について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分をしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

議案書の４ページをお願いいたします。事件の概要の２件３名の者は、学校給食費を滞納し、再三の催告にもかかわらず納入をせず、協議のための呼び出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第３９５条の規定により、訴訟手続に移行したものでございます。

　今後も学校給食費滞納の減少及び費用負担の公平性を確保するため、必要に応じて法的措置を行ってまいります。

　以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この件につきましては、両方とも５２月と１２９月というふうな長期間と思えるような状況になっております。支払督促については、どの程度をめどにかけるといったような基準があるのかどうか。基準があるのであれば、それはどの程度であるのか。そしてまた、今回、この２件がこのように大きな月数となっていることの理由をお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　お尋ねの支払督促に至る基準というものについては、具体的にはございませんけれども、まず、未納が生じた場合に催告を年間３回行っております。そういった催告を行った後に、相手方からの申立て、納入についての分割のお約束などする場合がありますが、約束を守らないようなことになった場合に、一定期間、約１年ほど折衝を続けながら、相手方と連絡を取り合っておりますが、それでもなおかつご連絡、それから納入についての具体的なお話ができない場合については、支払督促を裁判所に申立てを行っているところでございます。

　この２件とも督促を発送いたしまして、一旦、納入の誓約はありましたけれども、その後の納入の履行が行われていなかったということが原因でございます。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　それはそのとおりなんだと思うんですけれど、それにしてみても、これが例えば、お子様がそれぞれ１人ずつだったとすると、そうすると、５２月といったらもう４年を超えるわけでしょう。１２９月に至っては１０年ですよ。金額を考えると、こうやって多額になればなるほど、ある意味、取れないこともあるので、きちんと基準をしっかり決めた上で、少額のうちに手続をするべきであると考えますが、その点はいかがですか。

○議長（秀村長利）

　学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　議員がおっしゃいますとおり、なるべく早く対応のほうを今後は行っていきながら、累積の滞納額が膨らまないような対応を行ってまいりたいと思います。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

　「報告第２号　専決処分の報告（市道上の人身事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。筑穂支所経済建設課長。

○筑穂支所経済建設課長（井上成道）

　「報告第２号」の専決処分について、ご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市道上の人身事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の５ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。本件事故は、令和４年３月２９日火曜日、午後３時頃、飯塚市長尾地内、市道横山線において、阿恵方面から長尾方面へ自転車で走行中、市道に設置してある地下式消火栓の縁と市道の舗装面に段差があったため、自転車が跳ね上がり転倒し、右腕負傷及び右手首の骨折並びに自転車の前籠及びブレーキレバーを破損させたものでございます。

本件事故につきましては、市の過失割合を５０％、相手方を５０％とし、市が相手方に損害賠償金１２万５２７０円を支払うことで示談が成立しております。

なお、事故の原因となった道路の段差については、すでに解消の対応済みです。今後はより一層、市道の安全対策を行い、危険箇所を発見した際には迅速に対応を行うことで、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。１２番　江口　徹議員、１９番　田中博文議員。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和５年第１回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時４３分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２６名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

（　欠席議員　　２名　）

１７番　　福　永　隆　一

２４番　　瀬　戸　　　光

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

特産品振興・ふるさと応援課長　　今　林　直　久

筑穂支所経済建設課長　　井　上　成　道

学校給食課長　　宮　本　敏　行